

同窓会会計規則

会計は、一般会計と特別会計を設け、4月1日より翌年の3月31日までの単年度決算とし、夫々を下記に記す。

一般会計

収入の部

収入には入会金・会費・藤の花会費・雑収入があり下記にその内訳を記す。

- 1 入会金：白石工業高等学校卒業時に同窓会入会金として1,000円を納入する。
- 2 会費：在校生の卒業時に会費として3,000円を納入する。また、会計年度内入金の藤の会費も含む
- 3 藤の花会費：同窓会会則第21条に賛同された者は、1万円以上を納入（送金方法により手数料分の減額もあり）する。
- 4 雑収入：寄付（現金・宝くじ・株券等の有価証券や貴金属含む）・広告料・預金利子他

支出の部

支出項目として庶務費・事務費・負担金・助成費・予備費を定め、項目事の各細目を下記に記す。

- 1 庶務費に会議費・役員会議費・旅費・備品費・記念品費を設ける。
 - A 会議費：総会・支部総会の補助費（会場費・各総会後の懇親会費補助）
 - B 役員会議費：役員会の会場費・飲食補助費（母校の都合により昼食時間を挟んだ場合等の昼食費）
 - C 旅費：(1) 母校での役員会を原則とし、役員会出席者の居住地又は、勤務先から会場までの交通費（鉄道旅費換算）。但し、白石在住者は一律500円。母校外会場の役員会の場合には、居住地又は、勤務先から会場までの交通費とし、その移動先の居住者又は勤務先からの出席者は500円。
(2) 役員の支部会議出張費（宿泊・交通費のみとし、飲食代は含まず）
 - D 支部支援費：支部総会および支部活動支援のための補助金
設立総会時 30,000円
支部総会 15,000円
印刷通信費 5,000円
 - E 備品費：会の運営に必要な各種備品（OA機器・机・椅子等事務費に該当しない財産）
 - F 記念品費：卒業生へ贈呈の記念品（内容・額面は時世を考慮のこと）の他、顕彰の謝状並びに記念品（含む金一封）
- 2 事務費には、印刷通信費・消耗品費・メール配信維持費を設ける。
 - A 印刷通信費：総会案内や役員会招集状発送費（郵便料金）・電話通信費
 - B 消耗品費：事務運営上必要なFAX用紙・封筒・インカートリッジ等の消耗品購入費
 - C メール配信維持費メール配信による連絡体制の整備と維持費
- 3 負担金は、宮城県産業教育振興会会費としての所定額（現行5,000円）とする。
- 4 助成費は、在校生が、文化・スポーツ等各分野において優秀な成績や活躍を収め、その結果対外遠征の必要な場合の補助とする。（補助額は「助成費支出規定」による）
- 5 予備費は、慶弔費や想定外の緊急的支出の用が発生した場合に流用するが、明示以外の支出には、役員会の承認を要す。
 - A 関連団体へのご祝儀（5,000円を基本とする）他、慶事並びに新聞や雑誌への広告掲載料等
 - B 弔事に関しては「同窓会慶弔規定」による。
なお、訃報は関係者に連絡の上、規定に基づく下記手配については事務方に一任する。

特別会計

目的：主に本会や母校の記念行事の開催、又は在校生が全国大会規模のグループ競技に参加する場合の寄付等多額の支出が想定され、その一環として数種の特別積立金を準備する。

この特別積立金の利子は、満期ごと一般会計の雑収入に編入。

運用方法については、リスクの無いものとして定期預金を主とする。

金融商品：現在、特別会計については、定期預金のみとなっているが、他の金融資産・預入期間・金利等種々検討し、ローリスク・ハイリターンの商品検討を行う事とする。

尚、会計の収支決算については総会決議事項とする。

また、口座通帳・預金証書・証券等の保管管理は、母校事務長に依頼、それらの出し入れ管理は、同窓会会則第 19 条に規定された担当者が行う。

<付則>本会計規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

同窓会慶弔規定

本規定は、現役員並びに役員経験者や会員などの葬儀等に関する規定を下表のとおり定める。

	弔電	花環または生花	香典
1. 現会長、歴代会長（顧問、相談役）、現参与	○	○	○
2. 現副会長及び監事、事務局長	○	○	
3. 歴代副会長及び監事、事務局長	○		○
4. 会員、現職員、元参与	○		

上表を基本とするが、本会発展に特に功労が認められる場合には、会長、副会長の別途審議による。

本規定は平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

助成費支出規定

本規定は、在校生が東北大会以上の各種大会に出場する際に部活動奨励費として支出する。

その支出内訳は、下表のとおりとする。

選手登録（補欠含む）人数	助成費
1～4 人	10,000 円
5～9 人	20,000 円
10～14 人	30,000 円
15 人～	50,000 円

本規程は平成 30 年 1 月 20 日より施行する。